

2018年3月30日

【声明】東京都の「迷惑防止条例」改悪に抗議する

日本出版労働組合連合会（出版労連）
中央執行委員長 酒井かをり

3月29日、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」（「迷惑防止条例改正案」）が、2018年第1回都議会定例会の本会議において可決された。今回の「改正」は、東京都の「迷惑防止条例」に、悪意の感情に基づくつきまといの禁止行為として、「住居等の付近をみだりにうろつくこと」「監視していると告げること」「電子メール（SNS含む）を送信すること」「名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」などを加えたものである。

しかしながら、この「改正」は、規制の対象とする基準（「悪意の感情」）が個人の内心にかかわるものであり、かつ対象となる行為の判断もきわめてあいまいである。したがって恣意的な運用は避け難く、マスコミや表現者による取材活動、労働組合の集会や争議などの団体行動権、さらには政治家に抗議する市民運動なども規制の対象となる可能性があり、言論・出版・表現の自由の侵害に結びつく改悪にほかならない。

また、「名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」では、刑法上の名誉棄損が親告罪で、告訴がなければ捜査機関が処罰できないにもかかわらず、改悪した条例では捜査機関の判断により逮捕・起訴をし、処罰が可能になる。憲法94条は、「法律の範囲内で条例を制定することができる」としているが、今回の改悪案は、法律により禁止されていない行為を禁止・処罰するものであり、憲法94条にも違反するものである。

「デモや抗議活動は正当な政治活動であり、取材活動を含めて規制対象にはならない」という警視庁の見解は、その活動が正当かどうかを、運用する当事者が決める本条例のもとでは、何ら保証にならない。

出版労連は、東京都の「迷惑防止条例」改悪に強く抗議する。今回、同条例を可決させる目的のひとつに、特定秘密保護法や共謀罪法同様、表現活動や取材活動を自己規制させようとするところがあると考えざるを得ない。私たちは、成立後も萎縮せずに活動を続けていくことを決意する。知る権利を守るためにも憲法21条の「言論・出版・表現の自由」を侵害し、真実を隠し、市民や表現者、労働組合から意思表示の手段を奪い、国の法律をも超えて人々を取り締まろうとする小池都政・警視庁に断固抗議するとともに、法曹団体や労働組合、市民団体、マスコミ関係者などと広範に連帯し、廃止まで追及と抗議の行動をし続けることをここに表明する。

以上